

令和3年(2021年)6月21日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

まん延防止等重点措置の適用に伴う
保育施設利用者に対する家庭保育の協力依頼について

日頃より教育・保育行政の推進につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

札幌市では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、これまで保護者の皆様に可能な範囲で家庭での保育について御協力いただくよう、お願いしてきたところです。

このたび、6月20日(日)で緊急事態宣言は解除されることとなりましたが、札幌市については医療体制の逼迫が続いていることなどから、まん延防止等重点措置への移行が決定されました。

これに伴い、御協力いただける保護者の皆様へは、引き続き、可能な範囲で家庭での保育をお願いすることといたしました。お子様や保護者の皆様はもちろん、施設職員の健康や命を守るため、また、市内の医療提供体制を維持するため、御理解と御協力のほどお願いいたします。

なお、保育が必要な方に対しては、引き続き通常どおりの保育を提供いたしますので、念のため申し添えます。

記

1 家庭保育のお願いについて

引き続き、札幌市へのまん延防止等重点措置の適用が終了するまでの間(本通知発出時点で7月11日(日)まで)、保護者が家庭で子どもを監護できる場合など、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いいたします。

なお、今回の措置は、保護者の皆様への可能な範囲での協力依頼であり、例えば仕事をお休みできない方や、通院・介護などで保育が必要な方におかれましては、各施設で保育を行います。

2 保育料について

国の「市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合」に当たると

め、上記1の期間に保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算とします。

なお、詳細については以下のホームページをご参照ください。

URL:<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/azukeru/hoiku/sinngatakorona/9631.html>

(さっぽろ子育て情報サイト ホーム>目的別で探す>子どもを預ける>保育園等>
新型コロナウイルス)

3 園における感染予防への協力について

発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時におけるお休みなど、既に園における感染予防のため御協力をいただいているところと思いますが、今後も体調確認に御協力いただくとともに、万が一、同居の御家族等に感染者や濃厚接触者が発生した場合には、速やかに各園に御連絡いただきますようお願いいたします。

【担当】

(保育料以外) 子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 電話：011 (211) 2986

(保育料) 子ども未来局子育て支援部保育推進課保育料係 電話：011 (211) 2987